

令和5年第1回

# 伊根町議会定例会会議録

令和5年3月3日（第1号）

伊 根 町 議 会

# 令和5年第1回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和5年 3月3日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和5年 3月3日 9時30分			議長	佐戸仁志	
	散会	令和5年 3月3日 14時19分			議長	佐戸仁志	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副町長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教育長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	代表監査委員	坂 中 宗 一 郎	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○				
住民生活課長	森 田 連 三	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	主 事	奥 野 日 菜	○	
会 議 録 署 名 議 員	2番	長谷川貴之		8番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和5年 第1回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第1号)

令和5年3月3日(金)  
午前 9時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事変更請負契約の締結について)
- 日程第 6 議案第 2号 令和5年度伊根町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 3号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 4号 令和5年度伊根町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5号 令和5年度伊根町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第 6号 令和5年度伊根町財産区特別会計予算
- 日程第11 議案第 7号 令和5年度伊根町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第 8号 令和5年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第13 議案第 9号 令和5年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和4年度伊根町一般会計第7回補正予算
- 日程第15 議案第11号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計第3回

## 補正予算

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第16 | 議案第12号 | 令和4年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算                         |
| 日程第17 | 議案第13号 | 令和4年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算                          |
| 日程第18 | 議案第14号 | 令和4年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算                         |
| 日程第19 | 議案第15号 | 伊根町個人情報保護法施行条例の制定について                           |
| 日程第20 | 議案第16号 | 伊根町個人情報保護審議会条例の制定について                           |
| 日程第21 | 議案第17号 | 伊根町情報公開条例等の一部改正について                             |
| 日程第22 | 議案第18号 | 伊根町職員の分限に関する条例等の一部改正について                        |
| 日程第23 | 議案第19号 | 伊根町消防団条例の一部改正について                               |
| 日程第24 | 議案第20号 | 伊根町舟屋の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について                 |
| 日程第25 | 議案第21号 | 伊根町子ども・子育て会議条例の一部改正について                         |
| 日程第26 | 議案第22号 | 伊根町立保育所条例の一部改正について                              |
| 日程第27 | 議案第23号 | 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第28 | 議案第24号 | 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 日程第29 | 議案第25号 | 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営                           |

に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 伊根町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 伊根町青少年研修センター設置並びに管理に関する条例等の廃止について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 伊根町総合体育館設置並びに管理に関する条例及び伊根町総合体育館使用料条例の廃止について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 物品購入契約の締結について（小中学校校務用サーバー機器購入）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 町道の路線廃止について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 町道の路線認定について
- 日程第 3 8 請願第 1 号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の訂正について
- 日程第 3 9 発議第 2 号 伊根町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

## 会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について（伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事変更請負契約の締結について）
- 日程第 6 議案第 2 号 令和5年度伊根町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 3 号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 4 号 令和5年度伊根町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5 号 令和5年度伊根町下水道事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 6 号 令和5年度伊根町財産区特別会計予算
- 日程第 11 議案第 7 号 令和5年度伊根町介護保険特別会計予算
- 日程第 12 議案第 8 号 令和5年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 9 号 令和5年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 議案第 10 号 令和4年度伊根町一般会計第7回補正予算
- 日程第 15 議案第 11 号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算
- 日程第 16 議案第 12 号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算

- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 令和 4 年度伊根町財産区特別会計第 1 回補正予算
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 令和 4 年度伊根町介護保険特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 伊根町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 伊根町個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 伊根町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 伊根町職員の分限に関する条例等の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 伊根町消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 伊根町舟屋の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 伊根町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 伊根町立保育所条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 伊根町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 伊根町青少年研修センター設置並びに管理に関する条例等の廃止について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 伊根町総合体育館設置並びに管理に関する条例及び伊根町総合体育館使用料条例の廃止について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 物品購入契約の締結について（小中学校校務用サーバー機器購入）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 町道の路線廃止について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 町道の路線認定について
- 日程第 3 8 請願第 1 号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の訂正について
- 日程第 3 9 発議第 2 号 伊根町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

令和5年3月3日(金)  
午 前 9時30分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回定例会が招集されました。本定例会における議案は、既に配付のとおりであります。令和5年度当初予算など、まちづくりをはじめ、町民の暮らしを守るものであります。

議員各位におかれましては、本定例会議案の審議に際し、活発な議論をお願い申し上げますとともに、円滑に議事が進められ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回伊根町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の冬は、年末に十数年に一度というような厳しい寒波の襲来がございましたが、しかしながら、一冬を通してみますと、町内では積雪も少なく、比較的過ごしやすい冬であったように思います。除雪費のほうも何とか予算の範囲内で済んだようでございます。補正をせずに済ませることができたようでございます。その冬も過ぎ、いわゆる三寒四温、気温の変化も周期的になり、春の気配が感じられるようになってまいりました。当地でも、間もなく春一番の声が聞かれるかと思えます。

新型コロナウイルス感染症が発生してから、丸3年が経過をいたしました。我々も行動制限やワクチン接種など、あらゆる対策を取って感染症の封じ込め、拡大防止などに取り組んでまいりましたが、いよいよ5月8日には感染症予防法による分類が2類相当から5類に引き下げられることとなりました。また、それに先立ち、3月13日からはマスクの着用についても個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるとされたところでございます。新型コロナウイルスはなくなったわけではございませんが、また今後においても、マスクの着用が効果的な場面ではそれが推奨されるものでありましようが、やはりマスクを取ってお互いの顔を見ることができるようになる。長い3年であったと思えます。感慨深いものがございます。ようやく社会経済活動が本格的に再開、立て直されるときが来たと受け止めております。そしてその対応にしっかりと当たってまいりたく思っております。

本定例会に提案申し上げます議案については、当初予算で一般会計と特別会計で8件、補正予算が一般会計ほか特別会計で4件、条例の制定が2件、一部改正が11件、その他7件を予定しております。

何とぞ慎重審議の上、全議案についてご可決賜りますようお願いを申し上げ、本定例会招集の挨拶といたします。

○議長(佐戸仁志君) ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和5年第1回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、長谷川 議員

8番、濱 野 議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長(佐戸仁志君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る2月22日の議会運営委員会で協議の結果、今期の定例会の会期は本日から3月17日までの15日間ということで決定いただきました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(佐戸仁志君)** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

### ◎ 日程第3 諸般の報告

**○議長(佐戸仁志君)** 日程第3、諸般の報告を行います。

陳情書・要望書はお手元に配付のとおりであります。

次に、諸会議等への議員等の出席された状況は、公務報告書のとおりでございます。

監査委員から報告のあった月例出納検査結果については、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧ください。

次に、私のほうから会議等の報告を申し上げます。

令和5年2月10日、京都府後期高齢者医療広域連合協議会が都ホテル京都八条で開かれました。発議1件、議案8件、承認1件、同意1件、賛成多数で可決されました。

次に、令和5年2月20日、京都府自治会館において、京都府知事、京都府議会議長、京都府町村会長が出席され、自治功労者表彰が行われました。終了後、町村議会議長会令和3年度一般会計決算、令和5年度一般会計予算が全員賛成で可決されました。

続きまして、松山副議長から京都地方税機構議会定例会及び宮津与謝環境組合議会定例会について報告いただきます。3番、松山議員。

**○3番(松山義宗君)** 去る2月1日、令和5年度京都地方税機構議会定例会が招集されました。内容は、令和4年度補正予算、令和5年度一般会計予算をはじめ5件、人事が1件提案され、いずれも賛成可決、承認されました。

2月21日、宮津与謝環境組合議会定例会が招集されました。内容は、令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、人事が2件、条例の改正が2件提出され、いずれも賛成で可決、承認されました。

以上です。

**○議長(佐戸仁志君)** 次に、長谷川総務委員長から、総務委員会及び宮津与謝消防組合議会定例会について報告いただきます。2番、長谷川議員。

**○2番(長谷川貴之君)** それでは、総務委員会よりご報告させていただきます。

令和4年12月16日、定例会終了後、委員会に付託されました「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書について協議いたしました。

令和5年1月31日、同様の請願書について協議いたしました。

2月7日、インボイス制度に関わる町内事業者の状況について、伊根町商工会よりご説明をいただきました。

令和5年2月21日、宮津与謝消防組合議会定例会が招集され、全員協議会で消防司令センター共同運用の進捗状況、令和4年度中災害発生状況について。定例会では専決処分2件、条例等の一部改正算1件、条例の制定2件、令和5年度一般会計予算について、議案全て承認、可決されました。

以上でございます。

**○議長(佐戸仁志君)** 最後に、大谷産業建設委員長から、産業建設委員会について報告いただきます。6番、大谷議員。

**○6番(大谷 功君)** それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

令和4年12月16日、前議会からの懸案事件でありました漁業者支援の町への提案内容の検討について、伊根地区漁師の皆さんからご意見をいただくということで決定をいたしました。

令和5年2月8日、伊根町の水産会館におきまして、伊根の若手漁業者の皆さんに出席をいただきまして、漁業の現状や展望についての意見交換会を開催しました。住まいの問題、魚の売場の問題、住宅改修補助金の問題等が意見として出されました。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 何かご質問等ございませんか。以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎ 日程第4 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

宮津与謝地域一般廃棄物処理基本計画の改定について、令和5年度国民健康保険特別会計予算編成に当たって及び道路整備実施計画表については、お手元に配付のとおりであります。

次に、新規公共残土処分場の進捗について報告をお願いします。橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 新規公共残土処分場の進捗についてご報告いたします。

令和4年度当初予算において、次期公共残土処分場の調査・設計業務委託費を計上し、具体的な計画の策定を進めてまいりました。現在までの進捗、具体的計画の概要及び今後の予定につきましてご報告します。

お手元にお配りしました資料1枚目に、現在までの進捗と今後の予定を記載した次期公共残土処分場スケジュールを添付しております。

次ページ、裏面ではございますが、位置関係が分かるよう配置図を添付しております。配置図には、現処分場を第1処分場とし、今後の処分場予定地を第2から第4処分場として明示しております。

資料1枚目のスケジュールによる進捗のご説明をいたします。

令和2年度に筒川上区及び筒川財産区に対し、新たな公共残土処分場を進める説明を行いました。その際、事業の実施の同意についても書面で頂いております。

用地買収につきましては、谷部にある旧田畑の土地の買収となっておりまして、次期処分場である第2処分場の用地取得は、もう完了済みでございます。全体でも9割程度の取得が完了している状況でございます。

令和3年度では、土地の測量や事務的作業と併せて、京都府との間で林地や砂防に係る開発行為について、事前調整と確認を行ってまいりました。その調査結果を踏まえまして、令和4年度より具体的計画の策定に向け、調査・設計を進めたところでございます。

開発行為につきましては、既存の防災調整池がございしますが、府の条例改正に伴い、現行基準に合致しないことから、新たな重要防災調整池の設置が必要となっております。このため、構造や設計諸元を示した開発の届出を府に提示しており、修正等を現在行っておりましてございます。この確認が終わり次第、次の丹後広域振興局との林地開発に係る最終協議を進めてまいります。

また、丹後広域振興局とは、府有林の補償対応のほうも必要でございまして、京都府と筒川財産区との間で取り交わしております分収造林契約の変更、そして立木の補償のため、森林施業図などを基に協議用の基礎資料を作成し調整を進めているところでございます。

今後のスケジュールになりますが、令和5年度では谷底を防災調整池とするためのコンクリートダム式の工事を計画しております。並行して運搬経路、ダンプトラックが処分場に向かう経路でございしますが、その延伸や次期処分場内の立木伐採など、これらを進めながら残土の受入れについては令和6年度中に開始できる予定となっております。

配置図の次のページをご覧ください。

土地利用の面積を示す資料を添付しております。現在の処分場を含む事業の全体面積は、下から3行目の左から2番目でございますが、14.18haとなります。一番下の全体事業区域には、一時的に工事で使用する仮設道路などの面積も含めたものとなっておりますので、開発面積に含まれるものではございません。参考に明示しております。その他の個別面積はご覧の通りとなっております。

次ページをご覧ください。

今後の残土処分場の受入れ土量と運営費を試算したものでございます。受入れ土量は、今後の予定地全施設合わせて、第2から第4処分場でございますが、約97万 $\text{m}^3$ でございます。現在運営する第1処分場の受入れ土量が約30万 $\text{m}^3$ ですので、その3倍の施設規模となっております。使用料換算につきましては、令和5年度からの処分場使用料金により換算したもので、総額約24億円の使用料収入を見込めます。埋立て完了までの造成管理費は、あくまで試算でございますが、約17億円となっております。埋立て期間は従来からの平均搬入量を基に48年を見込んでおります。

この資料でちょっとご注意いただきたいのは、約7億円の余剰金が出るように見えるところでございます。48年で終わった年額で言えば、年間1,400万円程度の額でございます。造成費の試算上、工事費を土木工事の積算で行っておりまして、実際は年度ごとに小分けにして細かく作業をしてもらうことになり、割り増しが見込まれるようなこと、また管理費についても48年を超えますと、管理費が毎年上積みされること、その他の沈砂池のしゅんせつや道路補修などの細かな維持管理費用が計上されていないことから、この資料はあくまでも試算に基づくものであることをご理解願います。

次ページには、平面図と縦断図を添付しております。縦断図のほうをご覧ください。

2から4まで順番になってるんですが、これらは各谷筋に沿った断面を横から見た図でございます。急斜面に見えますが、縦横の縮尺が違いますので、実際は横の長さが縦の長さの2.5倍になります。各施設の盛土高は4.5mから5.5m。盛土前面の斜面は1対2.3、角度にしまして $23^\circ$ の勾配です。既存の第1処分場が盛土高4.0mで、盛土斜面は新規勾配と同様の約 $23^\circ$ です。圃場整備した盛土の他ののり面傾斜が緩いところで1対1.5、約 $33^\circ$ ですので、その3分の2程度の傾斜だと考えていただければ想像しやすいかもしれません。現行の盛土基準につきましても1対2でございますが、より安全性を考慮して1対2.3としております。

埋立て完了まで、先の長い事業となりますが、町や府の公共工事を円滑にするため、今後も盛土の造成、水処理などに留意しながら公共残土処分場の運営に努めてまいります。

以上、概要になりますがご報告します。

**○議長（佐戸仁志君）** 最後に、町道再編についての報告をお願いします。橋本課長。

**○地域整備課長（橋本利将君）** 町道再編についてご報告します。

町道再編は、昭和60年を最後に行っていませんでしたが、その後の利用状況や用途の変化を踏まえ、今回、廃止や他の施設への移管を含めた町道の道路網再編計画を取りまとめました。

再編作業に当たり、昨年1月から12月にかけて、地域の要望に応じ説明会を開催してきました。その中で寄せられた意見を踏まえ、再編計画素案をまとめ、本年1月20日から2月21日までの間でパブリックコメントの手続を行いました。お手元にお配りした資料はパブリックコメントで提示した資料と同一のものでございます。パブリックコメントの実施の結果、意見書の提出がなされませんでしたので、こちらの計画の素案を外し、本計画として町道再編を進めてまいります。本定例会の議案においても、町道の廃止と認定につきまして上程しておりますが、そちらもこの再編計画に基づくものの一部になります。

資料の4枚目、A3判の路線図を添付しておりますので、そちらをご覧ください。

赤色の線が廃止する区間、緑色は農道への移管、青色は他路線への編入や延伸などにより認定を行う部分となっております。

次ページ以降は、この路線図では表現しづらい赤枠部分などを拡大したものを航空写真を基に図化したものを添付しております。

廃止する路線につきまして、A3判の図面で一部ご説明しますと、図面上部のほうに蒲入と長延の間の廃止路線がございます。これは旧国道178号ではございません。それ以前に町道として管理していました長延蒲入線、こちらを廃止するものです。その左に位置しております長延から今度は河来見に抜ける道も、林道長延河来見線というのがございますが、これではなく、徒歩でしか通れない町道がございまして、こちらを廃止するようなものでございます。このように、車両が通行できない道など、管理が現実になされていない道や、町道の機能を失っているものを廃止していき、再認定を行うというような形になっております。

青色の編入や延伸を行うものにつきましては、筒川浄水場や浦島浄化センターなど、公共施設ま

で延伸するような路線のほか、路線の大半の廃止に伴い他路線へ編入するもの、また新規名称へ変更するものがございます。

伊根町の町道名は、基本的に起点と終点の字名や小字名をつなげたものが一般的です。このため、大半の路線を廃止し、残った路線をそのままの名称で残すことで混乱を招くようなものについては、新名称として改めて認定を行うなどの対応を行っていきます。また、起点や終点の位置が大きく変わる場合は、継続して同一路線名とする場合であっても全て一旦廃止し、改めて認定を行う作業となります。

今回上程しました路線の廃止と認定については、道路台帳の図面をつくり直す必要がない路線のみ上程しております。その他の路線につきましては、道路台帳図面の改編や新規作成を行い、幅員や延長を測定し、台帳が整い次第、個別上程してまいります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これで行政報告を終わります。

#### ◎ 日程第5 報告第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事変更請負契約の締結について）を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 報告第1号 専決処分の報告について（伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事変更請負契約の締結について）について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 防護柵高、高さが10cm減って外周も減ったわけですが、これはもともと必要ではなかったという判断なのか、予算上の観点から、ここまで必要でないという判断に至ったのか、この辺鳥獣関係が多分出入りする箇所になろうと思います。その辺について説明をお願いします。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） フェンス高につきましては、当初は用地一周ぐるりを施工する予定としておりましたが、議員おっしゃられましたとおり、予算上の都合によりまして、最低必要箇所に変更させていただきました。獣害対策という観点より、転落防止の意味合いのほうが強いかということで、南側のみ施工とさせていただいたところでございます。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 転落防止対策は、減らしたことによっても十分確保できるという判断でよろしいでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 用地南側につきましては、隣接用地との段差がございますが、北側につきましては、用地との段差がございませんので、そこに転落防止という観点は若干薄くなるかなと思っていて、用途は十分これで足りるというふうに判断をしております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

#### ◎ 日程第6 議案第2号

～

#### ◎ 日程第13 議案第9号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第2号 令和5年度伊根町一般会計予算、日程第7、議案第3号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計予算、日程第8、議案第4号 令和5年度伊根町簡易水道特別会計予算、日程第9、議案第5号 令和5年度伊根町下水道事業特別会計予算、日程

第10、議案第6号 令和5年度伊根町財産区特別会計予算、日程第11、議案第7号 令和5年度伊根町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第8号 令和5年度伊根町訪問看護事業特別会計予算、日程第13、議案第9号 令和5年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算、以上、令和5年度当初予算案8議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、予算の説明に先立ちまして。令和5年度の町政運営に関する基本的な考えを申し上げた上で、当初予算案と主要事業についてご説明申し上げます。

令和4年度もコロナ禍の中で、町民、町内事業者ともいつ終わるか分からない不安を抱えながらの生活となりました。新型コロナ第7波、第8波発生時には、町内においても感染が拡大し、小学校の学級閉鎖、保育園の休園などの措置をせざるを得ない状況となりました。しかしながら、当町では、感染予防対策のため、速やかに新型コロナウイルスワクチンの予防接種を進め、5回目の接種も昨年の秋に終了しております。国からは令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症を感染症法上の分類において、2類から5類に引き下げるとの方針が示されております。また、3月13日からはマスクは自己判断と決定をされました。今後はウィズコロナ、アフターコロナへ本格的に移行することが予想されます。それによって増加が見込まれる観光客受入れ体制について、それにつきましては、本町では、令和3年、令和4年度から準備を進めております。

伊根町のまちづくりのバックボーンは、重要伝統的建造物群保存地区、日本で最も美しい村、世界で最も美しい湾クラブであります。基軸となります農林水産業の6次産業化を図る中、景観条例、屋外広告物条例により、この町にさらなる磨きをかけたく思います。そして、そういったものを5月23日から当町で開催をされます「世界の最も美しい村連合会総会2023」において、いわゆる世界大会におきまして、広く広く世界に発信していきたいと思っております。

再生可能エネルギーを活用した地域課題の解決や地域活性化に向けて、令和4年4月から予約型乗合交通（通称いねタク）でございますが、その運行を開始いたしました。再生可能エネルギーを活用するEV車両を使用しており、令和4年度事業でそのEV車に電源を供給する太陽光発電と蓄電設備の整備を行っております。

令和5年度からは、そこでつくり出された再エネを使って運行を行うこととなりますが、その効果検証とさらなる効果的な運行の検討を行うための調査・分析を行います。また、伊根町内のさらなる再生可能エネルギー電源開発のその調査・検討を併せて行います。

さらに、「いねタク」と「いねぼん」の活用など、伊根町の再生可能エネルギーと地域交通の取組の周知を行うための広報素材の作成を行います。事業費は全額、経済産業省所管のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用いたします。住民の利便性向上や環境意識の醸成につなげてまいります。

子育て支援につきましては、これまでから充実を図ってまいりましたが、令和5年度には子育て日本一のまちを目指し、子育て世代へのさらなる支援を行います。具体的には、保育所利用者の紙おむつを保育所で用意いたします。保護者の方は紙おむつに子供の名前を書いて持参する必要も、使用したものを持ち帰る必要もなくなります。また、保育士は紙おむつの個別管理が不要となり、労働環境の改善にもつなげることができます。保育所に通っていない子供の保護者には、年額3万円の育児支援金を支給いたします。子育て環境の充実や物価高を踏まえ、子育て世代に対して切れ目のない支援を行い、「子育てしやすい・ええまち」の取組を進めてまいります。

産業振興では、前年度の伊根町産米ブランド化事業で、選別と試行販売を行った伊根町産米のブランド化をさらに推進いたします。具体的には、伊根町産米の調査・分析、ブランド戦略、マーケティング調査、流通量や購買者特性の検証を行い、伊根町産米の特産品化・ブランド化を図ります。他産地との差別化を図りブランド化することで、高付加価値の高い農産品を販売し、持続可能な農業振興につなげてまいります。

公共工事を推進していく上で、建設発生土の処分については全国的な課題となっているところがございます。先ほども課長のほうから説明申し上げたところでございます。当町では平成23年度から現在の残土処分場の運用を開始しておりましたが、残余容量も少なくなってきたことから、令和2年度から次期処分場の開設のために用地交渉や事務的整理を行い、前年度には測量調査や用地

取得を行っております。

令和5年度は、第2、第3、第4処分場の投入量約97万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>のそれに一体で対応できるダム式の防災調整池を設置いたします。残土処分場の受入れが途切れることのないよう、適切な処理地を確保することで、災害発生時の迅速な対応や公共工事の円滑な施工確保をすることにつなげてまいります。また、その料金収入は、町道の維持管理、新設等の財源として伊根町にとって大きな力になるものと考えます。

令和5年度の各主要事業によって、地域の皆様の暮らしと安心安全を守り、またコロナ禍で疲弊した地域経済と社会活動を支え、「ええまち・伊根町」の実現に向け取組を推進してまいります。

それでは、当初予算の提案説明に戻らせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

また、別冊の令和5年度伊根町当初予算（案）の3ページを併せてお願いをいたします。

歳入歳出予算の総額は34億7,600万円で、前年度と比較しますと2億4,400万円、7.5%の増額です。

それでは、歳入から説明をいたします。一般会計は事項別明細書に詳細がございますので、そちらのほうをご覧ください。

12ページ、13ページお願いをいたします。

町民税は6,847万5,000円で、前年比113万9,000円の減額です。固定資産税は7,436万円で、前年比412万4,000円の増額です。町税全体では358万円、2.3%の増額です。

14ページ、15ページをお願いをいたします。

地方交付税は15億9,200万円で、7,200万円の増額を見込みました。地方財政計画における地方交付税総額は0.3兆円、1.7%の増となり、また、臨時財政対策債の抑制、本町の過疎債償還額の伸びを勘案した上、一定の留保財源の確保も含めてこの額としております。

16ページ、17ページをお願いをいたします。

分担金及び負担金は、全体で828万2,000円です。前年比74万4,000円、9.9%の増となっております。

使用料及び手数料では、総額1億2,879万円で前年比2,263万9,000円の増額です。増額の要因は、公共残土処分場使用料の伸びによるものでございます。

18ページ、19ページをお願いをいたします。

国庫支出金は2億5,325万円、前年比1億7,727万7,000円、41.2%の減額です。エネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金の減額などによるものでございます。

20ページ、21ページをお願いをいたします。

府支出金は2億3,636万2,000円、前年比1億6,083万2,000円、7.7%の増額です。子育てにやさしいまちづくりモデル事業補助金などによるものでございます。

26、27ページをお願いをいたします。

財産収入は1,234万4,000円、前年比614万6,000円、99.2%の増額で、基金の運用方法を見直して利回りが向上したものでございます。

寄附金は1,880万円で、前年比50万円、2.7%の増額でございます。

繰入金金は4億3,676万6,000円、前年比1億1,778万7,000円、36.9%の増額です。起債償還分の減債基金繰入れのほか、公共事業財源として残土処分場管理基金からの繰入れを行うものでございます。

28、29ページをお願いをいたします。

繰越金は2,000万円で前年度同額です。

諸収入は3,625万4,000円、前年比296万8,000円、8.9%の増額で、宮津与謝環境組合事務費の増額などによるものでございます。

30ページ、31ページをお願いをいたします。

町債は5億610万円、前年比1億7,620万円、53.4%の増額で、公共残土処分場建設によるものでございます。

自動車取得税交付金は、1,000円の計上です。

次に歳出です。32、33ページをお願いいたします。

別刷りのほうは2ページをご覧ください。

議会費は4,498万3,000円、前年比71万6,000円、1.6%の増額です。

続きまして総務費です。34、35ページをお願いいたします。

総務費全体では5億658万8,000円、前年比1億7,747万8,000円、25.9%の減額です。

40ページ、41ページをお願いいたします。

企画費が前年比1億7,166万7,000円の減額です。主な理由は、再生可能エネルギー活用型地域振興事業の減額によるものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

次に民生費でございますが、5億6,361万9,000円、前年比74万1,000円、0.1%の減額です。敬老事業（敬老会）は、コロナ禍の中で密を避けるため、令和2年度から昨年まで3年連続中止せざるを得ませんでした。現在では感染も落ち着いてきており、令和5年5月には第5類への見直しが行われます。令和5年度は開催できるものと期待をしております。

78、79ページをお願いいたします。

衛生費は2億3,490万8,000円、前年比3,835万6,000円、14%の減額です。保健センター空調設備の更新の完了によるものでございます。

84、85ページをお願いいたします。

清掃費では、前年比723万2,000円の減額です。埋立て処分場の高圧外線取替え工事等の完了によるものでございます。

90、91ページをお願いいたします。

農林水産業費は4億7,260万2,000円、前年比4,407万4,000円、10.3%の増額です。農業関係では、農業費で前年比1,471万9,000円の増額です。

92、93ページをお願いいたします。

農業振興費で伊根町産米ブランディング事業、農地費で野村地区の農道改良工事を実施いたします。

94、95ページをお願いいたします。

林業関係では、林業振興費で前年比154万3,000円の増額です。有害鳥獣対策として侵入防止柵を新たに購入し、設置希望のある各農地組合に配布するものでございます。

96、97ページをお願いいたします。

水産業費は、前年比3,152万4,000円の増額です。

98、99ページをお願いいたします。

海岸保全費の海岸保全施設管理事業で、海岸保全施設保全計画に基づき、老朽化した海岸保全施設の改修等を行います。

次に商工費でございます。1億1,485万7,000円、前年比898万6,000円、8.5%の増額です。観光費ではコロナかで作成を延期しておりました観光ポスターの作成費、また連休期間、8月から10月の土、日、これも加えました平田地区の渋滞緩和対策に係る交通誘導員設置費が増額の主なものでございます。

104、105ページをお願いいたします。

土木費は5億4,640万2,000円、前年比2億5,029万4,000円、84.5%の増額です。土木総務費が前年比1億9,722万7,000円の増額です。

106、107ページをお願いいたします。

残土処分場管理事業で、第2、第3、第4処分場を一体で対応できるダム式の防災調整池を新たに設置するものでございます。

108、109ページをお願いいたします。

道路橋梁費が前年比5,948万2,000円の増額です。道路維持費の町道管理事業では、道路メンテナンス事業補助金を活用しながら、亀島本庄浜線、常世橋、のろせ橋の改修、そのほか地

域から要望のあった長延上地線、寺領線、峠越山線などの改修工事を実施いたします。

110ページ、111ページをお願いいたします。

道路新設改良費では、継続の亀島本庄浜線のり面防災工事と同線野室地区のり面防災工事などを実施いたします。

112、113ページをお願いいたします。

消防費です。1億744万4,000円、前年比924万3,000円、9.4%の増額です。

114、115ページをお願いいたします。

非常備消防費の消防設備維持管理事業で、消防車両更新計画に基づき、多機能型小型動力付ポンプ積載車、軽自動車でございますが、それを新たに購入し、第1分団第4部に配属するものでございます。

116、117ページをお願いいたします。

教育費は3億6,611万7,000円、前年比1億646万5,000円、41%の増額です。教育総務費で前年比975万9,000円の増額です。主な増額要因は、職員配置の変更と学校のICT支援員分の計上によるものでございます。小学校費、中学校費では、物価高騰を受けた給食費、電気代を増額しております。

134、135ページをお願いいたします。

社会教育施設費で前年比1億728万6,000円の増額です。伊根町コミュニティセンターほっと館空調設備改修工事、現在平田地区に建設中の文化振興多世代交流施設管理運営費の計上によるものでございます。

140、141ページをお願いいたします。

公債費は、5億1,429万8,000円、前年比4,082万6,000円、8.6%の増額です。

予備費は、418万2,000円を計上いたしました。

ここからは、特別会計に入ります。

議案第3号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計予算でございます。

149ページをお願いいたします。

以後の特別会計の総額は、別刷りの1ページをご覧ください。

なお、特別会計は総額と主なもののみの説明とさせていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は3億8,085万8,000円、前年比4,103万4,000円、12.1%の増額です。

伊根診療所勘定の歳入歳出総額は8,578万円で、前年比2,653万7,000円、23.6%の減額です。本庄診療所勘定は歳入歳出額は5,869万2,000円で、前年比698万2,000円、10.6%の減額です。

150、151ページをお願いいたします。

事業勘定は、財政運営主体である京都府からの通知額を基に、医療分は財政調整基金を活用した前年据置き、後期高齢者支援金分と介護納付金分は、府からの通知に基づいた額を想定しております。

次に、伊根診療所勘定でございます。

いずれの診療所も新型コロナウイルス感染症予防のため、慢性疾患の患者には長期処方を行っていることから、歳入で診療収入が減額となっております。

178、179ページをお願いいたします。

事項別明細の総括表で説明をいたします。

歳入では、11款町債が減額となっております。前年度は空調設備改修工事の財源として計上していたものでございます。

180、181ページをお願いいたします。

歳出では、1款総務費が減額となっております。空調設備改修工事の完了により2,532万6,000円の減額となっております。

続きまして、本庄診療所勘定です。

194、195ページをご覧ください。歳入です。

11款町債の減額は、前年度は往診車整備の財源として計上していたものでございます。

196、197ページをお願いいたします。

1款総務費の減額は、往診車整備の完了や職員人件費の減額によるものでございます。

議案第4号 令和5年度伊根町簡易水道特別会計予算でございます。

209ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億6,210万円で、前年比1,539万5,000円、10.5%の増額です。

214、215ページをお願いいたします。歳入です。

前年度に引き続き、朝妻地区で集落環境整備事業を継続実施するため、4款府支出金と8款町債を計上しております。

216、217ページをご覧ください。歳出です。

2款衛生費で、伊根中央簡水の送水管布設替えの事業を計上しております。事業箇所は主に井室大原地内の区間で長寿命化計画に基づき、耐震化を兼ねて実施いたします。

議案第5号 令和5年度伊根町下水道事業特別会計でございます。

229ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億4,010万円で、前年比792万9,000円、6%の増額です。

234、235ページをお願いいたします。

歳入は、6款繰入金が450万1,000円の増額となっておりますが、公債費の増額に伴う繰入金の増によるものでございます。

236、237ページをお願いいたします。歳出です。

主な増額は1款総務費で、施設の電気代の増額によるものでございます。また3款公債費で、歳入でも申し上げましたが、公債費の増額によるものでございます。

議案第6号 令和5年度伊根町財産区特別会計予算でございます。

249ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ91万円で、前年同額でございます。

議案第7号 令和5年度伊根町介護保険特別会計予算でございます。

261ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ4億5,690万円で、前年比756万1,000円、1.6%の減額です。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ136万1,000円で、前年比10万9,000円、7.4%の減額です。

264、265ページをお願いいたします。

歳入は、歳出見込みに対する財源を法令に基づき積算したものでございます。

266、267ページの歳出は、被保険者数や前年度給付実績見込み等に基づいた給付費を計上しております。直近の実績見込みを反映させるなどして、実際の給付額に近い予算となるよう積算をいたしました。

296、297ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定は、歳入として見込めるケアプランの作成業務をサービス収入に計上し、次のページの歳出では、1款総務費で、ケアプラン作成に係る人件費などのほか、2款事業費で、ケアプランを外部委託する経費を計上しております。

議案第8号 令和5年度伊根町訪問看護事業特別会計予算でございます。

307ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,620万円で、前年比102万3,000円、3.8%の減額です。歳入歳出ともにおおむね前年並みの予算計上で、前年度と同規模の訪問看護サービスの提供を計画しております。

議案第9号 令和5年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

321ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は、それぞれ4,352万2,000円で、前年比238万1,000円、5.2%の減額です。後期高齢者医療特別会計においても前年度とおおむね同様の歳入歳出を計画しております。

令和5年度も第6次総合計画の目標達成に向け、今あるものを最大限に活用するための仕組みづくりを主眼にした事業を進め、「ひと・まち・くらし・しごと」の全てが輝く「ええまち・伊根町」の実現に向け、役職員一丸となって頑張っております。

議員各位はじめ、町民の皆様のなお一層のご理解とご支援、ご協力を心からお願いを申し上げます。施政方針と当初予算の提案説明とさせていただきます。

なお、予算案の詳細な内容につきましては、全員協議会で担当課長等から説明されますので、よろしくをお願い申し上げます。

**○議長（佐戸仁志君）** 以上をもちまして、議案第2号から議案第9号までの令和5年度当初予算案8議案の提案理由の説明を終了しました。

なお、本日は提案説明のみとし、7日に全員協議会を開催して詳細説明を行い、質疑は14日、16日に行い、討論、採決は17日に行う予定としております。

◎ 日程第14 議案第10号

**○議長（佐戸仁志君）** 日程第14、議案第10号 令和4年度伊根町一般会計第7回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

**○町長（吉本秀樹君）** 議案第10号 令和4年度伊根町一般会計第7回補正予算でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に、それぞれ4億5,407万1,000円を追加し、40億9,569万2,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願い申し上げます。歳入です。

10款1項地方交付税1億2,054万7,000円の増額です。補正財源として留保していた普通交付税の決定残額でございます。

13款使用料及び手数料 1項使用料402万6,000円の増額です。予約型乗合交通いねタケや滞在型体験観光まちづくり施設使用料の増額によるものでございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金1億4,988万1,000円の増額は、デジタル田園都市国家構想交付金などでございます。

15款府支出金 2項府補助金177万2,000円の増額です。

16款財産収入 1項財産運用収入301万円の増額です。

18款繰入金 2項基金繰入金3万5,000円の増額です。豊かな森を育てる基金繰入金でございます。

21款1項町債1億7,480万円の増額です。過疎債ソフト分の減額配分に対応するほか、デジタル田園都市国家構想交付金を受けて、筒川文化センターを解体し、その跡地に新たな筒川地区の拠点となる施設を建設する財源にするものなどでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

2款総務費 1項総務管理費8,666万1,000円の増額です。伝建物活用事業で2,586万円、減債基金積立金で5,221万9,000円を計上しております。

2項徴税費52万3,000円の増額です。

3項戸籍住民基本台帳費45万円の増額です。マイナンバーカード交付に係る休日等に対応する職員の時間外手当となります。

3款民生費 1項社会福祉費123万2,000円の増額です。

4款衛生費 1項保健衛生費600万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の補助金精算に基づく返還金となります。

7款1項商工費270万6,000円の増額は、滞在型体験観光まちづくり施設の利用率の上昇

により、施設経費を計上するものでございます。

8款土木費 1項土木管理費7万6,000円の増額です。

6項住宅費10万3,000円の増額です。

10款教育費 1項教育総務費23万1,000円の増額です。

2項小学校費180万円の増額は、学校保健特別対策事業費補助金を活用して、各小学校において感染症流行下における学校教育活動体制整備事業を実施するものでございます。

3項中学校費90万円の増額は、小学校費と同様でございます。

6項社会教育費3億5,338万円の増額は、デジタル田園都市国家構想交付金を受けて、筒川文化センターを解体し、その跡地に新たに筒川地区の拠点となる施設を建設するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。

地域公共交通確保維持費から戸籍住民基本台帳費までは、国の予算の繰越しに伴うもののほか、半導体不足などによる資材の納品遅延によるものでございます。それ以下につきましては、それぞれの事業において関係機関との調整などで不測の日数を要したため、適正工期を確保するためなどの理由で繰り越すものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正でございます。

追加1件は、今回の補正による事業の財源にするものでございます。

変更は、過疎対策事業債ソフト分が、全国的に要望超過で割落としを受けたものの減額と、地方公共交通確保維持費は、KTR支援、再生可能エネルギー活用型地域振興事業は、補助と単独分の変更、町道改良事業は、国の補助金と起債のすみ分けによるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第10号 令和4年度伊根町一般会計第7回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） 休憩します。再開は11時15分といたします。

休憩 11時06分

再開 11時14分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 15ページの企画使用料と商工使用料です。それぞれの課にお伺いしたいんですが、予約型の乗合交通使用料については利用料が多くなったということなんですが、もう少し詳細に聞かせていただけたらなというふうに思っています。

それから、併せて次の商工使用料についても、施設使用料の増加が大きくなっておるんですが、これについてももう少し説明を聞かせていただければと思います。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） まず、予約型乗合交通、いねタクの使用料ですけれども、当初の予算では4,400人という利用を想定しておったところですが、1月末の利用状況が8,300人となっているところでして、想定約2倍強のご利用をいただいているという実態になっております。それに伴いまして、いねタクの運賃の使用料を増額させていただくもので、想定約2倍ぐらいの利用があるというところでございます。

それから、滞在型体験観光まちづくり施設使用料ですけれども、これにつきましては、12月末の時点で、補正前の額、年間の見込額の利用がございまして、全く1、2、3月の3か月間につきましては純増となるところでございます。補正させていただいている額につきましては、現在の予約状況を見まして、実際の額を増額させていただいているものでございまして、今後予約がさらに増えてきますと収入はもう少し増加するのではないかなというふうに思っております。想定以上の利用があるというところで増額をしているというものでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 関連して質問しておきますが、滞在型体験観光まちづくり施設使用料、これについて、増えた要因というのは、私個人的に思うのは、OTAを利用され始めたということ、あと全国旅行支援、これの影響もあるのかなと思うんですが、そのあたりについてちょっと説明が不足しておりましたので、ご回答をお願いしたいと思います。

また、21ページ、同じく滞在型体験観光まちづくり事業の修繕料、こちらについて、下屋部分が破損したということで報告を受けました。これについて、下屋部分がどのようにして破損して、ただ単純に自然に破損したのか、第三者による破損があったのか、それについての説明と、あと第三者となった場合、保険のほうはどうか、そのあたりについて説明をお願いします。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 失礼しました。

議員おっしゃられましたとおり、収入の増につきましては、OTAの利用、それから全国旅行支援の影響が特に大きくあるというふうに思っております。説明が不足しておりました。申し訳ございません。

続きまして、修繕料の計上でございます。下屋の破損につきましては、トラックと思われる車両が接触したのではないかというふうに思われるんですけども、監視カメラ等がございませんので車両を特定することはできておりません。しかし、警察のほうに事故証明を上げていただきまして、事故車両不詳ということで事故証明をいただきましたので、全額保険のほうで対応はさせていただけることとなっております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 23ページのコミュニティセンター整備事業、これについて担当課のほうで、住民との丁寧な説明、そして交渉等していただいたこと、本当に改めて感謝いたします。

デジタル田園都市構想交付金、こちらを活用ということで今お伺いしました。メニューのほうか幾つかあったと思うんですが、補助率とこれに対するメニューのどれを採択して1億5,000万円の財源を充てたのかというあたりの説明をお願いします。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） デジタル田園都市国家構想交付金のうちの拠点整備でございます。補助率は2分の1でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） そこと関連してですけれども、先ほどの説明では感染対策にも対応できるということだったんですけれども、具体的にこの図面を見ますと、すみません、ちょっと私のイメージではコロナの関係でよく映像には、汚染した部分と清潔部分というので、すごく隔離というか、してあったと思っていて、この平面図では、どこら辺に感染した人がいる部分と清潔部分というふうに分けられるのかなと思っていて、ちょっと具体的にここで分けるというのがありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） ただいま山根議員から、イメージで厳密にということでは言っていたんですけれども、まず入ってくるところで人の交差がないようにするというのと、部屋ごとに区切って、人数によって大きい部屋をどちら用にするかとか、そういう考え方、区割りの考え方がありますので、現時点でこの場所がということでは、ちょっと申し上げられない状況でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 7番の繰越明許費について、土木費のほうの町道管理事業、町道改良事業については調整不足で繰越すんだという説明を受けました。実際に調整はされていると思うんですけども、やっぱり年度内に事業は完成していただきたいという思いがあります。そうした中で、こうした繰越しをしないといけなくなった理由について、もう少し詳細を説明いただかないと納得するわけにはいかないと思いますのでお願いします。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 町道改良事業、町道管理事業もそうなのでございますが、今、亀

島本庄浜線、野室本庄浜間の事業を社会資本で持っております。ただ、野室津母間もそうなんですけれども、崩落があって工事を行わなければならない区間などがあるんですが、今回、社会資本のほうで当たりました道路改良事業につきましては、こちらの要望額に対して少ない額での国の内示があり、それで事業を実施しようとするすと、途中一旦止めて、来年度事業予算がつくまで置いておかなければならないこととなります。

そうすると、1年程度の通行止め期間が生じてしまいますことから、繰越しを行い、今回の場合は抱き合わせで、来年度予算と併せて短期で実施して、通行止め期間を省略したいというところで、地元調整の不足というよりも、地元への負担をかけない意味での調整ということで対応させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 令和4年度伊根町一般会計第7回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第15 議案第11号

○議長（佐戸仁志君） 日程第15、議案第11号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第11号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算でございます。

25ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算総額に、それぞれ514万7,000円を追加し、3億8,401万4,000円とするものでございます。財政運営主体である京都府からの通知額を基に保険給付費を計上しております。

26、27ページをお願いいたします。歳入です。

6款府支出金 1項府補助金504万7,000円の増額。

8款財産収入 1項財産運用収入10万円の増額。

10款繰入金 1項他会計繰入金123万2,000円の増額。

2項基金繰入金123万2,000円の減額となります。

28、29ページをお願いいたします。歳出です。

2款保険給付費 1項療養諸費379万7,000円の増額です。

2項高額療養費125万円の増額です。

7款1項基金積立金10万円の増額です。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第11号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第11号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第12号

○議長（佐戸仁志君） 日程第16、議案第12号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第12号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算でございます。

39ページをお願い申し上げます。

この補正は、金額の増減はありません。

40、41ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費でございます。

簡易水道改良費は、工事実施箇所における関係機関との調整に不測の日数を要したため、繰越しを行うものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第12号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第13号

○議長（佐戸仁志君） 日程第17、議案第13号 令和4年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第13号 令和4年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算でございます。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に、それぞれ4万6,000円を追加し、95万6,000円とするものでございます。

44、45ページをお願いいたします。歳入です。

1款財産収入 1項財産運用収入4万6,000円の増額は、本庄財産区用地を国道178号の工事の資材置場などとして貸付けした貸付料となります。

46、47ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項財産区管理費4万6,000円の増額です。歳入で説明申し上げましたものを本庄財産

区に維持交付金として支出するものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第13号 令和4年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第18 議案第14号

○議長（佐戸仁志君） 日程第18、議案第14号 令和4年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第14号 令和4年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算でございます。

57ページをお願いいたします。

この補正につきましても、金額の増減はございません。

58、59ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費でございます。

総務管理費は、計画策定のために実施するアンケート調査の調査項目の調整に不測の日数を要したため、繰越しを行うものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第14号 令和4年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第19 議案第15号

～

#### ◎ 日程第21 議案第17号

○議長（佐戸仁志君） 日程第19、議案第15号 伊根町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第20、議案第16号 伊根町個人情報保護審議会条例の制定について及び日程第21、議案第17号 伊根町情報公開条例等の一部改正についての3議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第15号 伊根町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第

16号 伊根町個人情報保護審議会条例の制定について、議案第17号 伊根町情報公開条例等の一部改正について、一括提案申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体等が同法の適用対象となることから、必要な事項を定めるものなどでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 議案第15号 伊根町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第16号 伊根町個人情報保護審議会条例の制定について及び議案第17号 伊根町情報公開条例等の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） 3議案について質疑を行います。質疑は議案番号の後に発言してください。質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、日程第19、議案第15号 伊根町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、日程第20、議案第16号 伊根町個人情報保護審議会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、日程第21、議案第17号 伊根町情報公開条例等の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は13時より再開したいと思います。

休憩 11時50分

再開 13時00分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

◎ 日程第22 議案第18号

○議長（佐戸仁志君） 日程第22、議案第18号 伊根町職員の分限に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第18号 伊根町職員の分限に関する条例等の一部改正についてでございます。

地方公務員法の改正による地方公務員の定年の引上げに伴い、関係する条例の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第18号 伊根町職員の分限に関する条例等の一部改正について

説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第18号 伊根町職員の分限に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第23 議案第19号

○議長（佐戸仁志君） 日程第23、議案第19号 伊根町消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第19号 伊根町消防団条例の一部改正についてでございます。

消防団員数の適正化を図るものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第19号 伊根町消防団条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第19号 伊根町消防団条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第24 議案第20号

○議長（佐戸仁志君） 日程第24、議案第20号 伊根町舟屋の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第20号 伊根町舟屋の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

当該施設の管理・運営において、利用料金制度を導入するための改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 議案第20号 伊根町舟屋の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第20号 伊根町舟屋の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第25 議案第21号

○議長（佐戸仁志君） 日程第25、議案第21号 伊根町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第21号 伊根町子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律の整備に関する法律の施行に伴って必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第21号 伊根町子ども・子育て会議条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第21号 伊根町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第26 議案第22号

○議長（佐戸仁志君） 日程第26、議案第22号 伊根町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第22号 伊根町立保育所条例の一部改正についてでございます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴って、必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第22号 伊根町立保育所条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第22号 伊根町立保育所条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第27 議案第23号

○議長（佐戸仁志君） 日程第27、議案第23号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第23号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴って、必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第23号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第23号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第28 議案第24号

○議長（佐戸仁志君） 日程第28、議案第24号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第24号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴って、必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第24号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第24号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第29 議案第25号

○議長（佐戸仁志君） 日程第29、議案第25号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第25号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴って、必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 議案第25号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明（担当次長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） この条例に基づく安全計画の策定はいつぐらいの予定をされているのか、スキームをちょっと説明をお願いします。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 濱野議員のご質問にお答えしたいと思います。

経過措置が設けられておりますので、できましたら令和6年3月31日までに何とか策定したいと思っております。まだ具体的には検討ができておりません。申し訳ありません。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） ということは、当初予算のほうにはこういった計上はないという理解でよろしいですね。できるだけ早く、こういったものは、経過措置はありますけれども策定をしていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案

は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第30 議案第26号

○議長（佐戸仁志君） 日程第30、議案第26号 伊根町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第26号 伊根町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。出産・育児一時金の引上げに関するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第26号 伊根町国民健康保険条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第26号 伊根町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第31 議案第27号

○議長（佐戸仁志君） 日程第31、議案第27号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第27号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

廃棄物の処理に関する指導・監督等に必要の手続を規定するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第27号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ちょっと確認なんです、これはその方の土地に捨てられておった場合は、その管理責任者にこの義務が出てくるということはないんでしょうねということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 個人の土地でありましても、基本的に投棄をする、捨てるということはできません。それは不法投棄というものに当たりますので、そもそも自分の土地に捨てるということもできないということになります。

ただ、個人の土地に廃棄物を置いて周りの環境に支障が生じているという場合には、この条例の新たに設ける条項に該当するものと考えております。

○議長（佐戸仁志君） 6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) ちょっと分かんのですが、ほかの他人が捨てた場合は、その土地の管理者が責任を持たされるということでしょうか。

○議長(佐戸仁志君) 森田課長。

○住民生活課長(森田連三君) ご懸念されておられるとおりでと思います。日本の法律において、不法投棄をされた場合、その土地の所有者、管理者がそれを処分するということになっておりますので、おっしゃるとおりのことになろうかと思えます。

○議長(佐戸仁志君) 8番、濱野議員。

○8番(濱野茂樹君) 公布日についてお伺いしたいんですけども、有事の際はということで、これ直ちに公布・施行されるわけですね。こういったものというのは、基本的には勧告等の措置命令が出されるわけなんで、周知期間というのを通常設けるべきだと思うんですけども、有事の際ということは、もう既に公布されてその日にこれが施行されていけば対象になるという理解になりますので、この辺について、今実際どのぐらいこれに引っかかる事案があるのかどうか、それを含めてちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長(佐戸仁志君) 森田課長。

○住民生活課長(森田連三君) 該当する事案につきましては、町のほうで把握しておりますのは、取りあえず1件ございます。ただ、勧告、指導をさせていただく前に、弁明の機会の付与ということで、行為者に対してその正当性を主張していただくという機会を設けておりますので、公布の日から施行させていただくということでよいのではないかと考えております。

○議長(佐戸仁志君) 質疑はございませんか。

(「議長、休憩してください」と声あり)

○議長(佐戸仁志君) 休憩します。

休憩 13時50分

再開 13時51分

○議長(佐戸仁志君) 再開いたします。

これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第32 議案第28

○議長(佐戸仁志君) 日程第32、議案第28号 伊根町青少年研修センター設置並びに管理に関する条例等の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第28号 伊根町青少年研修センター設置並びに管理に関する条例等の廃止についてでございます。

町民の社会教育の普及振興を目的とした社会教育施設の役割を終えたと判断し、同施設を廃止するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 増井次長。

○教育次長(増井和彦君) 議案第28号 伊根町青少年研修センター設置並びに管理に関する条例等の廃止について説明(担当次長説明記載省略)

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) 1点伺います。

民俗資料館があるんですが、この展示物は今後どこへ持っていかれる予定をしておられますか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 現在、筒川文化センターの中の3教室の民俗展示室に今入っております。そういったものを分別もしながら、本庄中学校の教室、それから廊下等にちょっと移設をして、しっかりと価値のあるもの、ないもの等を選別していきたいというふうに考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号 伊根町青少年研修センター設置並びに管理に関する条例等の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第33 議案第29号

○議長（佐戸仁志君） 日程第33、議案第29号 伊根町総合体育館設置並びに管理に関する条例及び伊根町総合体育館使用料条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第29号 伊根町総合体育館設置並びに管理に関する条例及び伊根町総合体育館使用料条例の廃止についてでございます。

町民の社会体育の普及振興を目的とした社会体育施設の役割を終えたと判断し、同施設を廃止するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 議案第29号 伊根町総合体育館設置並びに管理に関する条例及び伊根町総合体育館使用料条例の廃止について説明（担当次長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第29号 伊根町総合体育館設置並びに管理に関する条例及び伊根町総合体育館使用料条例の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第34 議案第30号

○議長（佐戸仁志君） 日程第34、議案第30号 物品購入契約の締結について（小中学校校務用サーバー機器購入）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第30号 物品購入契約の締結についてでございます。

平成28年度に整備した小中学校の校務用サーバーの耐用年数超過による更新を行うものでございます。

契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 議案第30号 物品購入契約の締結について（小中学校校務用サーバー機器購入）について説明（担当次長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第30号 物品購入契約の締結について（小中学校校務用サーバー機器購入）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第35 議案第31号

○議長（佐戸仁志君） 日程第35、議案第31号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第31号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

介護認定審査会の事務局を宮津市から与謝野町に変更するため、議会の議決を得ようとするものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第31号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第36 議案第32号

○議長（佐戸仁志君） 日程第36、議案第32号 町道の路線廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第32号 町道の路線廃止についてでございます。

町道の路線網の再編を行うため、井室田原線ほか8路線の廃止を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第32号 町道の路線廃止について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第32号 町道の路線廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第37 議案第33号

○議長（佐戸仁志君） 日程第37、議案第33号 町道の路線認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第33号 町道の路線認定についてでございます。

町道の路線網の再編を行うため、引き続き管理する部分の再認定を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第33号 町道の路線認定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第33号 町道の路線認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第38 請願第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第38、請願第1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の訂正についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付の事件の訂正請求書どおり、「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の訂正を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の訂正を許可することに決定しました。

「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の訂正を許可

します。

◎ 日程第39 発議第2号

○議長（佐戸仁志君） 日程第39、発議第2号 伊根町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。本案につきましては調整済みであり、提出者の趣旨説明並びに質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから発議第2号 伊根町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 散 会

○議長（佐戸仁志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3月7日火曜日は午前9時30分から全員協議会を開催し、令和5年度当初予算の詳細説明をお願いすることになっておりますので、よろしくお願いします。

引き続きではありますが、この後、議会活性化特別委員会を開催しますのでよろしくお願いします。

散会 14時19分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員